

# 高橋けいすけ 県議会報告

No.10

2009年11月10日

発行人/高橋啓介県議会議員

自宅/山形市高堂1-5-20-3

☎023-643-4847

県議会山形県民クラブ執務室

☎023-630-3211

# 県議会 定例会報告号 (9/29~10/16)

## 力強く県政を推進

### — 副知事条例可決なる —

吉村県政がスタートして9カ月目に入り、定例議会も3回を迎えました。特に、この度の議会は吉村知事が県民と公約をした「副知事2人制」を、名実共に条例で「一人」とする案件が大きな課題となっていました。

県政最大会派の自民党は、この問題について本会議上で代表質問並びに一般質問まで行い、吉村知事の政治姿勢に疑問を呈していました。

その後、自分が所属をする総務委員会で更に議論を展開。私は、「知事が県民と公約したことは重いし、実行することによって県民との信頼関係が築かれる。また、本当に必要性を認めていたのであれば、何故後藤副知事が残任期間を残して交代をしたのか。誰も、その理由を知らされていない。そのため、



昨年9月の定例議会で自民党の責任者が代表質問した際も、副知事交代を知らなかった発言があり、2人制が本当に必要だったのか疑問である」ことなどを話させて頂きました。自民党の会派の委員からは「前回議決した重みをどう受け止めているのか」「知事が変わるたび議会が振り回されるのはおかしい」「1人に限定しないで2人以内にしてはどうか」等々条例と比較しても批判的な意見が多くありました。しかし、総務委員会では最終的に全員が異議無く可決となり、その後の予算委員会においても本会議場で質問した方を含め全員が賛成し、吉村知事の提案が可決されました。

この課題については、強い抵抗が当初予想されましたがその心配はありませんでした。

この度の議회를振り返るに、吉村県政は更に力強く県政を推し進めることが出来ると確信をしております。当面する、景気と雇用の改善に向け努力して参りますので、多くの皆様方からの県政に対するご意見を頂ければ幸いです。

この度の予算委員会におきまして、吉村知事始め関係部長に対しまして大きく5点に亘って質問を致しました。その中でも、特に生活保護の問題点について質問を致しました。是非、具体的な声を寄せていただければ幸いです。

## 1. 地方分権の推進に向けた対応について

高橋県議 8月30日まさに日本の政治が大きく転換し、国民主権の政治、そして官僚主導から政治主導に大きく変わる。国と地方の協議の場も設定されるようなが、地方分権を推進する上で課題をどう捉えているのか。



高橋県議の質問に対し答弁する吉村知事

吉村知事 委員の御指摘にもありました、縦割り行政や補助金行政の弊害を見るまでもなく、新政権においては、国と地方の協議の場の法制化を早急に具体化し、「地域主権」の考え方の下、国と地方の役割分担を積極的に見直し、地方への大幅な権限移譲、地方税財源の移譲と拡充など、国全体の活力を取

り戻す真の地方分権を確立していくことを、強く期待したい。

## 主体性のある地方の推進について

高橋県議 これからは、確実に地方主権の時代に入ってくる。そこで、地方が活性化する上でも、何を大切にしなければならないのか。私は、対話だと思う。

主体性のある地方にするための今後の対応をどう進めようとしているのか。

吉村知事 「活力ある山形県」を実現するためには、以前から申し上げているとおり、県民の皆様との対話を重ねながら現場の声を十分に聞くことや、県民生活の現場と直結した第一線で住民と接する市町村の声を大切にすること。さらに、「人材の育成」が重要である。「対話の県政」を基本とし、私を先頭に、全職員の力を結集しつつ、県民の皆様の声を生かしながら、主体性のある地域づくりを強力に進めてまいりたい。

## 2. 生活保護制度の改善について

高橋県議 この制度は社会保障の最後のセーフティネットであり、人権を護るために生きた法律にしなければならない。何故、本県の保護率が低いのか。その要因をどのように考えているのか。

(参考・・・生活保護の特に高い自治体は大阪市。約20人に一人が生活保護を受けています。山形県の場合は、200人に一人までになっていません)

健康福祉部長 本県の保護率は、東北6県で最も低い状況にある。低い要因

として、三世代同居率や持家率が高いこと、共働きの世帯比率が高く世帯単位でみた場合の収入が多いことなどのほか、本県は地縁・血縁等の相互扶助の精神が浸透しているためではないかと考えている。

### 相談件数と申請件数について

**高橋県議** 生活保護の手続きとして、最初に相談業務がある。全国的に問題になった北九州市のように窓口で申請させない「水際作戦」があった。全て申請を受け付けると膨大な事務量になると聞いている。そこで、最近の相談件数と申請件数がどうなっているのか。また、相談の際申請まで行かない主な理由はどんなものなのか。

**生活福祉部長** 生活保護に係る相談件数は、昨年9月から今年8月までの1年間で延べ3,646件。申請件数は、この1年間で962件。相談したものの申請しなかった主な理由は、「預貯金の保有により保護基準に該当しない」・「制度資金や各種給付金、年金など他の制度を活用することになった」などである。県としては今後とも申請権が尊重されるよう引き続き指導を徹底してまいりたい。

### 憲法で保障された最低限度の生活費とは

**高橋県議** 国民年金は月額にして66,008円。この金額は、生活保護で受け取る生活扶助費より低い額になっている。その他、住宅扶助があり、また、介護や医療は現物支給（いわゆるタダ）で国民年金生活者より安定した生活が送られる。人権を保障する最後の砦のこの制度を生きたものにすべきだ。制度内容の周知を図るべきと思うがどうか。

**健康福祉部長** 最低限の生活費を例示するとともに、生活保護の基準や手続き等を図式化するなど、県民の方々に分かりやすく、県のホームページを充実したい。更に、失業や多重債務など生活困窮の方々に対しては、福祉関係者や各種団体と連携を強化しながら、生活保護制度の周知を図り、要保護者の早期発見と適切な保護に結び付けてまいりたい。

**高橋県議** 是非、実のある対応をお願いしたい。なお、現在の、生活保護法と言う法律の名称を「人権保障法」といったように変えるべきであり国に対しても働きかけて戴きたい。

併せて、生活福祉資金が10月から改善がなされ利用し易くなっている。この対応も宜しくお願いしたい。

### 3. 介護保険の今後の対応について

**高橋県議** 現在施設に入所希望している方が県内で7,000人を超えている。しかし、残念ながら改善の兆しが見えない。住民の介護需要に応えるために、施設整備や在宅福祉の充実をどのように進めて

いくのか。

**健康福祉部長** 介護保険の要介護認定者数は、本年4月現在、約54,000人と制度創設時の約1.9倍となった。平成20年度の在宅サービスの一人当たり利用額も約1.2倍の10万円となっている。また、介護予防や地域に密

着したサービスも提供されるようになるなど、介護保険制度は老後を支える仕組みとして定着してきている。

しかし、保険料や利用料が負担増となっている実態にある。また、居宅サービスなどの支給限度額が据え置かれたため、要介護度に変更がないにもかかわらず、サービス利用回数を減らさざるをえないという状況も発生している。

平成22年度の国の施策等に対し、地域の実情を踏まえながら、引き続き、制度の改善について国に対して要望してゆく。



### 持続可能な介護制度に

高橋県議 市町村が保険者になっていること自体、介護の社会化が持続可能なものとなってゆくのか疑問である。また、制度見直しによって大きく後退し、家族と同居していることによる制約が出てき

ている。安心して在宅で介護が行われる環境になってない。現場の声をしっかり制度に生かす事が求められていると思うがどうか。

**健康福祉部長** サービスの質の確保・向上が重要な課題となっている。平成18年度に創設された小規模多機能型居宅介護サービスなどの地域密着型サービスの拡充に努めるとともに、認知症の方も増加していることから、認知症疾患医療センターの整備などにより、医療と介護の連携を図り、地域における認知症ケアを促進してゆきたい。

また、家族介護者への支援のため、市町村が実施している介護予防などの地域支援事業や困難事例の相談にあたる地域包括支援センターの充実などを図り、住み慣れた地域で、安心して暮らせる体制づくりに取り組んでゆきたい。

一方、施設サービスについては、在宅介護が特に困難な方に重点化することを基本としながらも、豪雪地帯や過疎地を抱える本県の地域特性や、増加している一人暮らし世帯や高齢者夫婦のみ世帯などの地域の実情に対応した施設整備を進めてゆきたい。

### 雇用相談窓口について

#### 1. 設置の目的

雇用環境の悪化に対応するため、雇用相談窓口における就職、生活等に関する情報提供や関係機関への取次ぎを行う。

#### 2. 業務内容

- (1) 離職者等への雇用相談、雇用保険・年金等情報提供業務
- (2) 就職、内職等の情報提供
- (3) 専門機関と連携した就職相談業務
- (4) 専門機関と連携した生活関連相談業務
- (5) その他雇用相談に関する業務

#### 3. 雇用相談窓口の設置場所等

設置場所 各総合支庁の産業経済企画課（分庁舎は総務課）



皆様方からの県政に対するご意見をお待ちしております。